鹿角市告示第５３号
（給水装置工事事業者の指定廃止に関する告示）

水道法（昭和32年法律第１７７号。以下「法」という）第１６条の２第１項の規定に基づき下記の者を給水装置工事事業者としての指定を廃止したので、鹿角市指定給水装置工事事業者規定第１０条に基づき告示する。

令和４年６月２０日

鹿角市水道事業
鹿角市長　　関　　厚

指定給水装置工事事業者の指定廃止

指定番号	氏名又は名称	所在地	代表者氏名	指定期間
20	夢楽設	秋田県鹿角市花輪字下タ乳牛166番地2	佐藤　英彦	－
58	㈱協設	秋田県秋田市八橋三和町11番地27	代表取締役　吉田　孝二	－